

1 2019年5月1日、天皇が明仁天皇から、徳仁天皇に代わり、元号も平成から令和に代わりました。こういった矢先に、札幌地方裁判所で元号の使用を強制するという事件が起きました。

具体的には、本年7月初め、私たちの事務所の事務職員が、札幌地方裁判所の破産係の受付に自己破産申立書を提出したところ、対応したA書記官は、事務職員に対して、申立書の「申立日」や「申立人の生年月日」の年数を西暦表記ではなく元号で表記するように訂正を求め、以後、「報告書の年月」や「債権者一覧表の借入日」等も元号表記することを要求しました。このことについて、あらためてその趣旨と理由を確認しに出向いた私たちの事務所の事務局長に対して、「合同さんはそういう主義主張だとわかっていますから、もういいです。合同さんに対してはもう言いません。」との返答をしました。

元号法が制定された1979年の国会において、元号法は「一般国民に元号の使用を義務づけるものではない」と国務大臣が答弁していますが、このようなA書記官の対応は、元号使用のお願いの範囲を超えて、強制に至るものと評価せざるを得ませんし、それが、A書記官の個人的な対応なのか札幌地方裁判所としての対応なのかも判然としませんでした。

そこで、以下の公開質問状を提出しました。

2019年7月22日

札幌地方裁判所長 本多知成 殿

公開質問状

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目

北海道合同法律事務所

弁護士 池田賢太	弁護士 石田明義	弁護士 内田信也
弁護士 小野寺信勝	弁護士 加藤丈晴	弁護士 川上 有
弁護士 笹森 学	弁護士 佐藤博文	弁護士 佐藤哲之
弁護士 中島 哲	弁護士 長野順一	弁護士 橋本祐樹
弁護士 梶井妙子	弁護士 三浦桂子	弁護士 山田佳以
弁護士 横山浩之	弁護士 渡辺達生	

本年7月2日及び同月5日、当事務所の事務職員が、貴庁民事第4部商事部受付に自己破産申立書を提出しました。対応したA書記官は、事務職員に対して、申立書の「申立日」や「申立人の生年月日」の年数を西暦表記ではなく元号で表記するように訂正を求め、以後、「報告書の年月」や「債権者一覧表の借入日」等も元号表記することを要求しました（以下、「本件元号使用要求」といいます。）。このことについて、同月5日、あらためてその趣旨と理由を確認しに出向いた事務職員に対して、「合同さんはそういう主義主張だとわかっていますから、もういいです。合同さんに対してはもう言いません。」との返答をしました。

あらためて、年数の表記方法について、公開質問状を提出いたしますので、1週間以内に文書でご回答ください。

第1 本件元号使用要求は、当事務所の職員だけではなく、他の法律事務所の事務職員に対してもなされていることを聞き及んでおります。また、「合同さんに対してはもう言いません。」という返答は、他の法律事務所には要求を続けるという趣旨であると受け止めておりますが、この本件元号使用要求は、札幌地方裁判所としての方針なのか、民事第4部としての方針なのか、A書記官の個人の見解に基づく言動なのかをご回答ください。

第2 第1の回答について、元号の使用を申立人（代理人）に求めることができる法的根拠をご回答ください。

第3 元号法が制定された1979年の国会（第87回国会 本会議 第13号 1979年4月27日）において、「一般国民に元号の使用を義務づけるものではない」と国務大臣が答弁しておりますが、本件元号使用要求は、元号への訂正まで求めていることから、「お願い」の範囲を超えて、この答弁に反する言動だと考えますが、貴庁の見解をご回答ください。

なお、この公開質問状及び回答書は、弁護士会はもちろん、広くマスコミにも公表することを予定していますので、念のため、申し添えます。

※ 実際の公開質問状では書記官の実名を記載していますが、この書面の公開に当たっては実名である必要がないので、A書記官と記載しています。

2 この質問状に対し、7月29日、札幌地方裁判所の民事次席書記官と総務課長が私たちの事務所に来て、裁判所の見解を口頭で説明をしてくださいました。

その説明の要旨は次のとおりです。

(1) 今回の元号使用要求が札幌地方裁判所の方針なのか否かについて

今回の元号使用要求は、A書記官の個人的見解であり、札幌地方裁判所としての方針ではないし、破産係を所管する民事第4部としての方針でもない。

(2) 元号使用要求の法的根拠について

指摘された国務大臣の答弁のとおり、元号の使用を強制する法的な根拠は一切なく、あくまでも出来るのはお願いであり、今回のA書記官の対応はお願いを越えたものであり、元号の使用を強制したと評価されても仕方がないものである。

ただ、A書記官としては、生年月日について戸籍との照合の便宜も踏まえると元号で記載したほうが良いとの思いがあった。

(3) 裁判所の対応

A書記官が元号の使用を強制したことについて謝罪すると共に、今後、このようなことがないように職員に対して指導を徹底する。

書面による回答はいただけませんでしたが、回答期限までに裁判所のしかるべき方が上記のとおり説明をすると共に謝罪もしてくれましたし、回答等を公開することも了解してくれました。私たちは、このような札幌地方裁判所の対応は責任ある対応と評価します。

このような事件が他の裁判所や他の役所等で起きることがないように、社会に訴えることも含め、この事件を社会に公表いたします。

以上